

猪名川町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 公募型プロポーザル審査実施要領

1 目的

この要領は、猪名川町企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）の「9審査」について、その基準を具体的に定めるものとする。

2 審査方法・採点基準等

①書類審査とする。

②要領の8に定める提出書類について、審査員が下記の表1及び表2に基づき評価する。
なお、審査員は、企画総務部長、企画財政課長、企画財政課職員3名の計5名とし、1人20点満点、合計100点満点とする。

③評価点において、全審査員の合計点が60点以上獲得した事業者を候補事業者とし、契約に向けた協議を行う。ただし、手数料率が20%を超えている場合は審査の対象としない（失格とする）。なお、応募書類等に不備がある場合は、必要に応じて、応募事業者に対して助言し、再提出を促すことができるものとする。

表1 評価点審査基準

項目	内容	審査書類
I 寄附見込企業に対するアプローチ手法等	寄附見込企業に対するアプローチ手法は、効果的かつ実現性のある内容になっているか。	業務実施方針（任意様式）
II 他自治体における実績	自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。	同種業務実績調書（様式第4号）
III 業務実施体制	制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	提案者概要書（様式第2号） 実施体制調書（様式第3号） 財務状況がわかる書類（任意様式）
IV 手数料率の妥当性	見積書において、手数料率は20%を超えていないか。	見積書（様式第5号）

表2-1 採点基準（I～III）

期待できる	やや期待できる	普通	やや期待できない	期待できない
5点	4点	3点	2点	1点

表2-2 採点基準（IV）

19%以下			20%	20%超過（※）
業務内容と手数料率の妥当性により採点				
5点	4点	3点	2点	審査対象外

（※）手数料率が20%を超過している場合、審査は実施せず、失格とする。

3 その他

- ①審査は、書類を本町で受理後実施し、合否に関わらず12営業日以内に結果の通知を行う。なお、通知は電子メールで行う。
- ②審査の結果、不合格となった応募事業者のみ、本町が結果通知を発出してから5日以内（発出日を除く）に、様式第8号を提出することで、審査項目ごとの合計得点のみ照会することができる。（提出は電子メール）